八	地方公共団体が法第二条第九号に規定する本人確認の措置を行う場合は、必要な情報セキュリティ対策が講じられ、安定的な通信が可能な通信速度を有する電気通信回線
九	法第二条第八号に規定する個人番号カードの交付の申請に係る書類、引渡しに係る個人番号カード、届出に係る書類及び返納に係る個人番号カードを適切に保管することができる設備
十	法第二条第八号に規定する返納を受け付けた個人番号カードを廃棄する場合は、当該個人番号カードを適正かつ確実に廃棄することができる設備

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○財務省令第四十二号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十九号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月九日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第四号イ及び第二十二条の六第二項第四号イ中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に改める。

第二十三条の七第五項第四号ハ中「第十七条の十九第一項」を「第十七条の二十五第一項」に、「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に改め、同条第三十七項第二号ロ(2)中「第十七条の二十一」を「第十七条の二十七」に、「第十七条の二十の二」を「第十七条の二十六の二」に改める。

第二十三条の七の二第二項第三号中「第十七条の二十一」を「第十七条の二十七」に、「第十七条の二十の」を「第十七条の二十六の」に改める。

第二十三条の八第五項第二号ハ中「第十七条の十九第一項」を「第十七条の二十五第一項」に、「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に改める。

第二十三条の八の二第二項第一号ハ中「第十七条の二十一」を「第十七条の二十七」に、「第十七条の二十の」を「第十七条の二十六の」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二の二各号中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に改める。

附　則

この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

○農林水産省令第三十六号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法令を実施するため、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和五年六月九日

農林水産大臣　野村　哲郎

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（土地改良法施行規則の一部改正）

第一条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（権限の委任） **第九十二条の四**　次に掲げる農林水産大臣の権限のうち、土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区若しくは土地改良区連合の地区が一の地方農政局の管轄区域を超えないものに係るものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号（令第六十五条及	（権限の委任） **第九十二条の四**　次に掲げる農林水産大臣の権限のうち、土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区若しくは土地改良区連合の地区が一の地方農政局の管轄区域を超えないものに係るものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号（令第六十五条及